

平成四年(ワ)第二〇七五号、同五年(ワ)第二二二五号、同六年(ワ)第二三〇八号
公式陳謝等請求事件

原告



ほか八一名

被告

国

第一四準備書面

平成一二年一月二日

被告指定代理人

齊木敏文

藤谷俊之

佐藤武

小沢満寿男

関口正木

奥田直竹

下野恭裕

下村 眞美

川口 初男

山本 聖峰

上野 勝明

丸尾 広人

平成四年(ワ)第二〇七五号事件及び同五年(ワ)第二二二
二五号被告指定代理人

岩井 一郎

栗原 忠夫

神村 茂充

若林 賢

京都地方裁判所第一民事部 御 中

御庁係属中の平成四年(ワ)第二〇七五号、平成五年(ワ)第二二二五号公式陳謝等請求事件において、原告らが請求している浮島丸遭難者の遺骨返還請求に関し、当該遺骨の保管状況については、乙第四号証のとおり、一一原告分、一三柱のみであり、それ以外の遺骨は保管していない。